

個人情報を含む書類の所在不明について

令和 8 年 8 月 5 日（水）、医療機関（1 か所）及び薬局（1 か所）から郵送された、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく『公害認定患者の療養の給付及び療養費請求に係る診療内容及び診療報酬』を審査するための個人情報を含む書類が入った封筒（1 通）及びレターパックライト（1 通）が所在不明になっていることが、当該医療機関及び薬局からの連絡により判明しました。当該書類の所在不明により、医療機関、薬局、患者 1 名への診療報酬等の支払い（合計 111,530 円）が 1 か月遅延いたします。

関係者の皆様に深くお詫びするとともに、現時点で発見されていないため、引き続き搜索を続けてまいります。なお、現時点で個人情報の漏えいは確認されておりません。

1 所在不明の書類

公害健康被害の補償等に関する法律に基づく『公害認定患者の療養の給付及び療養費請求に係る診療内容及び診療報酬を審査するための書類（以下「公害診療報酬等明細書」といいます。）』が入った封筒（1 通、4 名分）、レターパックライト（1 通、1 名分）の合計 2 通

2 個人情報の概要

当該書類に記載されている患者の「氏名」、「生年月日」、「性別」、「疾病名」、「公害医療手帳の記号番号」、「診療記録等」5 名分（要配慮個人情報を含む）

3 個人情報を含む書類の所在不明による影響

医療機関及び薬局が送付した令和 8 年 6 月分の公害診療報酬等明細書の書類が所在不明となったことにより、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく公害認定患者の療養の給付及び療養費について、診療内容及び診療報酬を審査するための川崎市公害健康被害補償診療報酬等審査会における 7 月の審査対象から漏れたことで、当事者への療養費及び医療機関・薬局への診療報酬等の支払いが次回審査会後の 8 月末以降となり、医療機関、薬局、患者 1 名への支払いが 1 か月遅延いたします。

なお、対象の医療機関、薬局、患者 1 名には事情を説明し、了承いただいております。

【影響のある対象者】

（1）医療機関：公害診療報酬 1 名分 16,260 円

（2）薬局：公害調剤報酬 4 名分 68,970 円

（3）患者：療養手当 1 名分 26,300 円

※（1）・（3）については、医療機関から郵送された同一人物の書類所在不明による影響です。

4 経過

(1) 8月5日(水)

- ・14時～15時頃、医療機関及び薬局から、「7月に郵送済みの公害診療報酬等明細書の請求分(対象者計5名分)」について支払われていない」との電話連絡を受ける。
- ・医療機関及び薬局に対して、郵送したとされる公害診療報酬等明細書の内容を聴取の上、当該書類を保管している場所などを検索するとともに、庁内の郵便物の振り分けに関係する部署にも確認したものの、当該書類の発見には至らなかった。
- ・医療機関は「レターパックライト」、薬局は「特定記録」で当該郵便物を送付しているため、郵便局のお問い合わせ番号を聴取し、郵便追跡サービスで検索したところ、両郵便物ともに、「令和8年7月7日(火)にお届け先(川崎市)にお届け済」を確認。
- ・医療機関及び薬局に本件を覚知した状況を確認したところ、医療機関からは「昨日対象患者が受診した際に、川崎市役所から療養手当の振込がなかったことを相談された」、薬局からは「7月末に薬局に調剤報酬の振込がなかった」ことから、市に連絡を入れたとのこと。
- ・医療機関及び薬局に対しては、事情を説明するとともに、再度必要書類を送付いただいた上で、8月の審査会に諮ることとなるため、報酬支払いは8月末になることを説明。
- ・庁内へ、当該郵便物が誤って配送されていないか照会を実施。(8月17日(月)現在発見された旨の連絡無し)

(2) 8月6日(木)

- ・公害診療報酬等明細書の点検等業務を委託している委託先事業者(以下「委託先事業者」といいます。)に連絡をとり、経過を説明の上、当該書類の所在の心当たりについて聴取したところ、担当者を確認の上、改めて連絡するとの回答。
- ・対象者5名のうち、医療機関を御利用され、「療養手当」の支給に該当する1名に対して、電話連絡し、個人情報の所在不明と支払い遅延の発生について説明。
- ・医療機関に対して連絡するも休診日で連絡がつかないため、翌日改めて連絡することとした。
- ・薬局に対して、個人情報の所在不明と支払い遅延の発生について説明。

(3) 8月7日(金)

- ・医療機関に対して、個人情報の所在不明と支払い遅延の発生について説明。
- ・対象者5名のうち、薬局を御利用された3名に対して電話連絡し、個人情報の所在不明について説明。残りの1名の方とは連絡がつかなかったため、日を改めて連絡を行うこととした。

(4) 8月10日(月)

- ・対象者5名のうち、薬局を御利用された残りの1名に対して電話連絡し、個人情報の所在不明について説明。
- ・委託先事業者に改めて確認。当該書類の所在の心当たりはないとの回答。
- ・国の個人情報保護委員会に対して、個人情報を含む書類の所在不明について報告。

5 原因

所管課で受領後の書類管理不備、または、郵便物を庁内各局・部・課へ振り分ける際の管理不備

6 今後の対応と再発防止のための措置

- ・所属職員に対して、本件事故発生について周知するとともに、個人情報を含む書類の取扱いについて注意喚起を行いました。
- ・業務手順について、これまで医療機関等から郵送された公害診療報酬等明細書の点検等については、委託先事業者が月の提出期日ごとにまとめて枚数や発送元、内容物等を確認し、委託先事業者からの報告に基づき職員が確認を行っていましたが、今後については、委託先事業者への引渡し前に、郵便物が届いた日ごとに職員による枚数管理等を行った上で、委託先事業者による確認を行い、委託先事業者による報告後、再度職員による確認を行う手法に変更し、書類管理を徹底します。
- ・医療機関等から提出される公害診療報酬等明細書の封筒について、開封後速やかに処分していましたが、今後1～2か月程度保管することとし、医療機関等からの問い合わせに備えます。

問合せ先

川崎市健康福祉局保健医療政策部

環境保健・アレルギー疾患対策課 芦川

電話 044-200-2486（内線 32900）